

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係るものです。

また、この公告による調達は、競争入札参加資格確認申請及び入札を郵便により行うほか、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」といいます。）により行うものです。

令和7年7月29日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県税務総合クラウドサービス用端末機器等の借入れ

2 入札物件の数量及び特質

仕様書のとおり

3 借入期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

4 納入場所

奈良市登大路町30 奈良県総務部税務課（奈良県庁主棟）

奈良市登大路町30 奈良県総務部税務課分室（奈良県庁東棟1階）

奈良市法蓮町757 奈良県奈良県税事務所（奈良県奈良総合庁舎）

橿原市常盤町605-5 奈良県中南和県税事務所（奈良県橿原総合庁舎）

大和高田市片塩町12-5 奈良県中南和県税事務所高田窓口センター（大和高田市市民交流センター）

吉野郡吉野町大字上市133 奈良県中南和県税事務所吉野窓口センター（吉野町中央公民館）

大和郡山市満願寺町60-1 奈良県自動車税事務所（奈良県郡山総合庁舎）

大和郡山市額田部北町981-8 奈良県自動車税事務所自動車税第二課（（株）奈良県自動車会館）

第2 入札方法

1 入札は、電子入札システムを利用して行います（「奈良県物品・役務電子入札等

システムポータルサイト」<https://www.pref.nara.jp/26215.htm>から確認できます。
）。

2 郵便入札の可否

電子入札システムを利用できない場合は、郵便による入札書の提出により入札に参加することができます。

3 その他詳細は、入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目〇1賃貸業務に登録をしているものであること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 公告日前5年間に於いて、1年以上の期間、本調達と同種及び同規模の契約を締結したことがあり、誠実に当該契約を履行した実績がある者であること。
- (5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、かつ、当該調達物品に関し、各種設置・設定作業、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されている者であること。

第4 入札手続等

1 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 交付期間 令和7年7月29日（火）から同年9月4日（木）まで
- (2) 交付方法 奈良県会計局総務課の奈良県物品・役務電子入札等システムポータル

ルサイトのホームページからダウンロードしてください。ダウンロード時間は、午前6時から午後11時までです。

ホームページアドレス <https://www.pref.nara.jp/26215.htm>

2 入札説明会の開催

実施しません。

3 競争入札参加資格確認審査

この調達の入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、第3に示す要件を満たしていることについての確認を受ける必要があります。

(1) 提出期限

令和7年8月8日（金）午後4時（期限までに到着したもののみ有効とします。）

(2) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県総務部税務課税制企画管理係（奈良県庁主棟4階）

電話番号 0742-27-8364（ダイヤルイン）

(3) 提出方法

ア 入札を電子入札システムにより行う場合

競争入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出するとともに、入札説明書に定める提出書類を郵便又は持参により提出してください。

イ 入札を郵便により行う場合

競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書に定める提出書類を郵便又は持参により提出してください。

(4) 作成及び提出に係る費用

申請者の負担とします。

4 入札の手続及び開札の場所等

(1) 入札の手続

ア 電子入札システムによる入札

電子入札システムにより、入札書に必要事項を入力し、競争入札参加資格確認審査結果通知を受けた日から令和7年9月3日（水）午後4時までの間に電

子入札システムのサーバへ入札書が到着するように送信しなければなりません。

なお、電子入札システムの利用可能時間は、月曜日から金曜日まで（奈良県の休日を定める条例（平成元年３月奈良県条例第３２号）に規定する休日を除きます。）の午前８時から午後１０時までです。

イ 郵便による入札

書留郵便に限ります。書留郵便の表面に「奈良県税務総合クラウドサービス用端末機器等の借入れに係る入札書在中」と朱書し、令和７年９月３日（水）午後４時までに３の(2)に示す場所へ到着するようにしてください。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（２回目）を行う場合がありますので、初度入札（１回目）に係る入札書と再度入札（２回目）に係る入札書の提出を認めるものとします。

詳細については、入札説明書によります。

(2) 開札の場所 奈良県総務部税務課（奈良県庁主棟４階）

(3) 開札の日時 令和７年９月４日（木）午前１０時

５ 入札執行回数

入札執行回数は、２回を限度とします。初度入札（１回目）において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合の再度入札（２回目）は、令和７年９月４日（木）午後３時３０分から開札を行います。

詳細については、入札説明書によります。

第５ 落札者の決定方法等

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（２回目）を行う場合があります。
- 2 落札者となるべき同価格の入札者が２者以上ある場合は、直ちにくじで決定します。
- 3 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、その者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

第６ その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項の規定によります。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号に該当する者であるときは、免除します。

4 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

詳細は、入札説明書によります。

5 契約書作成の要否

要します。

6 調達手續の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手續において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

7 手續における交渉の有無

有（入札説明書で示す競争入札参加資格確認申請の手續が必要です。）

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力

団員が経営に実質的に関与しているとき。

- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 契約を担当する部課等の名称、契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問合せ先

第4の3の(2)に同じ。

11 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

第7 Summary

- 1 Subject of bid: Lease of terminals and related equipment for Nara

Prefecture integrated taxation cloud service

- 2 Deadline for bid applications by mail: 4:00 p.m. September 3, 2025
- 3 Deadline for bid applications by electronic bidding system: 4:00 p.m.
September 3, 2025
- 4 Contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs
Department, Nara Prefectural Government
30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 Japan
Phone: 0742-27-8364 (direct line)